

平成 22 年 5 月 10 日現在

研究種目：若手研究 (B)  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19730083  
 研究課題名 (和文)：米国法の支配株主の画定基準から見た新会社法の親子会社の実質的画定に関する研究  
 研究課題名 (英文)：The Study of Substantial Defining Parent-Subsidiary Corporation : From the Point of View of American Corporation Law  
 研究代表者  
 水島 治 (MIZUSHIMA OSAMU)  
 武蔵大学・経済学部・准教授  
 研究者番号：70345445

研究成果の概要 (和文)：平成 17 年の会社法の制定により、親会社・子会社の画定は実質的な基準に基づき行われることとなった。しかしながら、そうした実質的な基準を採用する場合、具体的なケースにおいてどのような形で親会社・子会社を画定すべきなのか、その理論的合理性がどこにあるのかという問題が生じることとなる。本研究はこうした親会社・子会社の画定の問題をアメリカ法における支配株主の画定の議論を参考としながら分析・検討したものである。

研究成果の概要 (英文)：Japanese Corporation Act was enacted in 2006. This law has been adopted a system of substantial defining parent-sub subsidiary corporation. However, adopting the system will lead to problems how to define concretely parent-sub subsidiary corporation in a specific case. The purpose of this study is to analyze the criteria of substantial defining the parent-sub subsidiary corporation form the point of view of American Law.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,200,000	0	1,200,000
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	630,000	3,930,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：会社法

キーワード：会社法、親会社、子会社、議決権、アメリカ法、支配株主、少数派株主、信託義務

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 会社法の制定と親会社・子会社の画定基

## 準の変更

平成17年改正前商法においては、親会社・

子会社の画定基準として、問題となる株主の保有する議決権比率が総株主の議決権の過半数か否かという形式的な基準を採用していた。これに対して、会社法は親会社・子会社の画定基準として、問題となる株主の保有する議決権比率が総株主の議決権の過半数の場合だけでなく、過半数未満の場合においても一定の条件を満たす場合に親会社・子会社とする実質的な基準を採用している（会社法2条3号・4号、会社法施行規則3条）。こうした制度変更によって、会社法における親会社・子会社の範囲は、財務諸表等規則における親会社・子会社（財務諸表等規則8条）と実質的に同内容となることとなった（相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説 会社法』166頁（2006））。

## (2) 結合企業法制の立法化における親会社・子会社の画定基準の理論的重要性

ところで、平成9年の独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁以来、純粋持株会社を典型とする結合企業形態は増加傾向にある。しかし、会社法はというと、制定当初から結合企業に対する包括的な法規制が必ずしも十分に整備されていない。こうした会社法の有する問題点については、その制定時においても既に認識されているところであり、たとえば国会において「企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親会社・子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任の在り方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。」という内容の附帯決議（参議院法務委員会『会社法に対する附帯決議』7参照）が行われていることからそのこと

がわかる。このため、会社法はその制定当初から次の立法的課題として結合企業法制をいかなる形で整備するべきかという問題に直面することとなる。そして、親会社・子会社の画定という問題は、会社法における結合企業法制の出発点となる概念としてきわめて重要な意味合いを有することになるといえる。

## 2. 研究の目的

(1) 会社法における親会社・子会社の画定基準の問題点（会社法解釈の側面からみた本研究の目的）

平成17年改正前商法における親会社・子会社の概念については、議決権の保有比率の微調整によって親会社・子会社関係を容易に変更することが可能であるとの批判や財務諸表等規則との制度的な整合性の確保といった問題点が指摘されていた。このため、会社法が親会社・子会社の画定基準として実質的な基準を採用したことには、従来の問題点の克服という意味からも一定の意味があるといえる。しかし、きわめて多様な種類株式の設計を制度的に許容する（会社法107、108条）こととなった会社法の場合、総株主の議決権を算定する場合に算入対象となる議決権の範囲をどのように考えるべきかという問題が、平成17年改正前商法におけるよりも顕在化することになる。また、総株主の議決権の過半数未満の株主について親会社性を認めるとして、そうしたことが正当化される理論的根拠やあるいは具体的なケースにおける認定のあり方をいかなる形で考えるべきかという問題が生じることとなる。そして、こうした問題は平成17年改正前商法にそもそも存在しなかったものといえる。

後者の問題については、親会社・子会社の関係（もっと一般的に言えば、会社間の支配

従属関係ということになる。)と議決権とがいかなる関係にあるのかという問題につながることになる。これは従来、資本多数決や株主権の濫用論との関係で論じられてきた問題であるが、本研究はそうした従来の議論と結合企業法制の交差する領域を取り扱おうとするものとして位置づけることも可能である。

## (2) 比較法的検討の側面からみた本研究の目的

総株主の議決権の過半数未満の株主について親会社性を認めることの理論的根拠や具体的な認定のあり方をより詳細に分析・検討しようとする場合、そうした議論の蓄積に乏しいわが国の現行会社法の研究だけでは必ずしも十分とはいえない。ここに、本研究において比較法的見地から分析・検討を行うことの必要性ないし合理性が認められるということになる。

ところで、わが国の会社法は、よく知られているようにアメリカ法の影響を非常に色濃く反映している。アメリカ法においては、支配株主 (controlling shareholder) が少数派株主 (minority shareholder) に対して信託義務 (fiduciary duty) を負うという法理 (いわゆる支配株主の信託義務論) が判例法上広く認められている。支配株主の信託義務論は、現在においても広く判例法に委ねられている領域であるため、本研究における主たる対象である支配株主の画定の問題についても判例に依存する部分が多い。ただ、判例は伝統的に支配株主の認定を実質的な形で行っているとされ、実際、総株主の議決権の過半数未満の株主について支配株主性を認めた判例も少なからず存在する。このため、本研究の第2の目的は、支配株主の信託義務論における支配株主の画定基準を参考として過半数未満の議決権比率の株主に親会社性が認められるこ

との理論的根拠を探ることにある。

## 3. 研究の方法

### (1) 会社法の解釈論的問題についての検討

会社法における親会社・子会社関係の画定における解釈論的な問題として種類株式との関係を中心として検討を行う。具体的には、議決権の内容について異なる種類の株式が発行されている場合において、議決比率の過半数の算定の分母となる総株主の議決権をいかに考えるかという点について現行法の解釈論的検討を行うこととした。

### (2) 比較法的検討

① 支配株主の信託義務論の理論的位置付けの明確化

アメリカ法においてもわが国の比較法研究の領域においても、支配株主の信託義務論自体は学説上相当の蓄積がある (この点についてのアメリカ法の論考としては、Lawrence E. Mitchell, *The Death of Fiduciary Duty in Close Corporation*, 138 U. Pa. L. Rev. 1675 (1990), James M. Van Vilet Jr. & Mark Snider, *The Evolving Fiduciary Solution for Shareholders Caught in a Closely Held Corporation Trap*, 18 N. Ill. U. L. Rev. 239 (1998), Mary Siegel, *Fiduciary Duty Myths in Close Corporation Law*, 29 Del. J. Corp. L. 377 (2004)。わが国における論考として、江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』(2001)参照。)。しかし、そうした議論においても支配株主それ自体の範囲をいかにして画定するのかという問題は必ずしも十分な形で整理・検討されていない傾向にあるように思われる。また、そもそもアメリカ法における支配株主の信託義務論についても、取締役の場合と異なり、当然に会社法上の法理として存在したわけではなく、大きくは株主の議決権行使の自由の

限界からのアプローチと会社財産（会社経営）に対する株主の相互依存性といった信託（ないし信託類似）関係を基礎とするアプローチの交差した領域として位置付けられ、こうしたアプローチは支配株主の画定において何を重視するのかという考え方にも大きな影響を与えている。このため、この点をデラウェア州とニューヨーク州の判例法の分析を通じて明確化する。

#### ②アメリカ法における支配株主の画定に関する判例とその評価の明確化

支配株主の信託義務の捉え方はデラウェア州とニューヨーク州の判例法で微妙に異なる部分が見受けられるところであり、そうした相違は両者における支配株主の範囲の捉え方に対しても影響を及ぼしている（両者の相違に言及している論考としては、Lawrence E. Mitchell, *The Death of Fiduciary Duty in Close Corporation*, 138 U. Pa. L. Rev. 1675 (1990), James M. Van Vilet Jr. & Mark Snider, *The Evolving Fiduciary Solution for Shareholders Caught in a Closely Held Corporation Trap*, 18 N. Ill. U. L. Rev. 239 (1998), Mary Siegel, *Fiduciary Duty Myths in Close Corporation Law*, 29 Del. J. Corp. L. 377 (2004) 参照。)

本研究では、両者の相違を比較しながら、その理論的背景や議決権の位置づけといった点に着目しながら検討を行い、わが国の議決権や資本多数決との相互関係を整理し、会社法の親会社・子会社の画定基準への示唆を分析・検討した。

#### 4. 研究成果

##### (1) 成果1

第1の成果は、会社法は議決権を中心として親会社・子会社関係を画定しているが、種

類株式が存在する場合、単に議決権の内容、行使条件などを斟酌しながら慎重な親会社・子会社の画定が必要であるため、この点の検討を行ったことである。こうした問題は、種類株式の柔軟化を図った会社法それ自体が親会社・子会社の画定基準における種類株式の位置付けを明確に把握していないことの帰結でもあるが、現行法の解釈論としていかなる形で問題を検討するべきかを整理・検討した。

この成果が後掲5「主な発表論文等」欄に記載の①の論文である。

##### (2) 成果2

第2の成果は、種類株式が発行されていない場合でかつ過半数未満の議決権比率の場合において、取締役会に対する支配という要素が親会社・子会社の画定にとって重要となるため、この点についての検討を行ったことである。取締役会の支配という問題は、取締役会ないし各取締役の独立性の評価という問題と密接不可分に関連しており、アメリカ法においても支配株主の認定においてそうした点に配慮したと思われる判例があり、その点の整理・検討を行った。

この成果が後掲5「主な発表論文等」欄に記載の②および③の雑誌論文および学会報告である。

##### (3) 成果3

第3の成果は、会社法が機関設計などに関しては独自の閉鎖会社対応の法制を整備したものの、親会社・子会社関係の画定については、そもそも閉鎖会社の特殊性といった状況が十分に考慮されていないという問題点があるため、この点の検討を行ったことである。本研究では合弁会社やベンチャー企業のようなほぼ同一割合の議決権比率をもつ少

数の株主だけで構成されることが多いという閉鎖会社に特有の問題状況をふまえた上で、上場会社のような株式の高度に分散した会社の場合とは別の視点で支配株主の画定の問題を考える必要があるという認識を提示し、併せてその具体的内容を整理・検討した。

なお、この点の成果は、後掲 5「主な発表論文等」欄に記載の①から③の論考で言及しているものの、単独での論文にまとめることはできなかった。

#### 5. 主な発表論文等（研究代表者、研究分担者および連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

- ① 水島治「アメリカ法における支配株主の画定とその背景」私法 17 号 280-286 頁（2009）査読無
- ② 水島治「親会社・子会社の画定における議決権比率—種類株式と基礎議決権比率の算定」布井千博ほか編『会社法・金融法研究の新展開』471-487 頁（2009）査読無
- ③ Osamu Mizushima, Defining the Scope of the “Controlling Shareholder” in American Law, 71 SHIHO(JOURNAL OF PRIVATE LAW), 304-305(2009) 査読無

〔学会発表〕（計 1 件）

水島治「アメリカ法における支配株主の画定とその背景」日本私法学会 2008 年度大会個別報告（報告日：平成 20 年 10 月 12 日 報告場所：名古屋大学東山キャンパス）

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

水島 治 (MIZUSHIMA OSAMU)

武蔵大学・経済学部・准教授

研究者番号：70345445

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者